

## 平成 25 年度液化石油ガス販売事業等保安対策指針の策定方針(案)

平成 25 年 3 月 7 日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
ガ ス 安 全 室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、LP ガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LP ガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLP ガス事故の実態、立入検査の結果等を踏まえ、LP ガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示するもの。

## I. 平成 25 年度の保安対策指針の策定方針

平成 25 年度の保安対策指針は、下記 1 のとおり構成及び分量の見直しを行うとともに、平成 24 年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、下記 2 及び 3 のとおり、最近の事故、法令遵守の状況及び東日本大震災の教訓を反映することとしてはどうか。

(参考)

平成 24 年度の保安対策指針の骨子

- I. 保安対策指針の考え方
- II. 平成 23 年の事故発生状況
- III. 重大な法令違反への対応
- IV. 具体的な保安対策(要請 4 項目)
  1. 法令遵守の徹底
  2. 組織内のリスク管理の徹底
  3. 事故防止対策
    - (1) 業務用施設等におけるCO中毒事故の防止対策
    - (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策
    - (3) LP ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策
  4. 自然災害対策

## 1. 保安対策指針の構成及び分量の見直し

- ① 保安対策指針の一層の活用を図るため、具体的な要請事項(上記参考IVの部分)を中心に簡潔な記述に努め、より分かりやすく使いやすい保安対策指針に改訂
- ② 従来、保安対策指針の一部としていた事故の発生状況及び立入検査の実施状況の部分(上記II及びIIIの部分)は、「I. 保安対策指針の位置づけ」に要約を記しており、そこに詳しい内容の参照先を明記することとし、別立ての資料とする

## 2. 平成24年の事故や法令違反の教訓の反映

### (1) CO中毒事故の防止対策

- ① 平成24年において、住宅においてCO中毒による死亡事故が発生したことを踏まえ、CO中毒事故の防止対策について、引き続き業務用施設等の対策に重点を置きつつ、住宅向けの対策も提示
- ② 平成24年のCO中毒事故の主な原因が換気不良によるもの、メンテナンス不足によるものなどであることを踏まえ、業務用厨房における適切な清掃・メンテナンスを促進

### (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

- ① 平成24年において、点火ミス、立ち消え等による事故が一般消費者等起因の事故のうち最多で増加傾向にあることを踏まえ、安全装置付き風呂釜・Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進
- ② 平成23年に保安対策指針に追加したこと等により取組が進展している誤開放防止策としての閉栓カバーの設置について更なる普及を促進

### (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

平成24年において、他工事業者に起因する事故が増加したことを踏まえ、LPガス供給設備周辺での他工事に伴う事故防止のための措置を徹底

## 3. 平成24年の自然災害による事故及び東日本大震災の教訓の反映

- ① 平成24年において、雪害事故が平成23年に引き続いてLPガス事故の大きな部分を占めたことを踏まえ、積雪又は除雪による事故防止対策を徹底
- ② 東日本大震災を始めとするこれまでの災害により得られた教訓を今後の保安活動に活かすために策定した「LPガス災害対策マニュアル」等の具体策の着実な実施を促進

## II. 保安対策指針の実効性を高める方策

経済産業省本省では、トップヒアリング、立入検査等を通じて本省所管事業者における保安対策指針の活用状況の把握及び自主保安活動の実施状況の確認に努めている。今後、産業保安監督部、都道府県においても、それぞれの所管事業者における保安対策指針の活用状況の把握を進めることが期待される。

このため、保安対策指針の実効性を一層高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、1から3までの方策について、検討を進めてはどうか。

### 1. 具体的な要請事項の追加・廃止等

保安対策指針の策定に際して、今後、具体的な要請事項の追加・廃止を中心に、事業者、都道府県等の意見を伺い、適切に反映することとしてはどうか。

### 2. 行政機関における活用状況の把握・拡大

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、それぞれの所管事業者における保安対策指針の活用状況の一層の把握に努め、それを踏まえ、自主保安活動の促進に向け、一層連携していくことが必要ではないか。

### 3. 各事業者における自主保安の更なる向上のための措置

自社の自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に取り組む事業者の拡大を図るため、自主保安活動の自己診断を促進することとし、今後、例えば保安優良液化石油ガス販売事業者・事業所表彰の評価項目（別添参照）の活用を含め、具体的方策について検討を進めてはどうか。

評価項目  
(自主保安活動チェックシート)

I.保安方針

注)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考			
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化									
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	○ ×	点	5点又は0点			
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	○ ×	点	3点又は0点			
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	○ ×	点	2点又は0点			
注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。									
No. 2 安全機器等の設置の取組									
① ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○]。)	① 法令義務施設以外の施設も含まず。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	○ ×	点	2点又は0点			
			設置率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>○○%</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般消費者数</td> </tr> </table>	○○%	設置数		一般消費者数	1点
○○%	設置数								
	一般消費者数								
② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース  (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。  設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)  (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	消費者拒否の場合は未設置となります。	2点	○ ×	点	2点又は0点			
			設置率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>○○%</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>供給設備数</td> </tr> </table>	○○%	設置数		供給設備数	1点
○○%	設置数								
	供給設備数								
③ 漏えい検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○]。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。  消費者拒否の場合は未設置となります。	2点	○ ×	点	2点又は0点			
			設置率	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>○○%</td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>供給設備数</td> </tr> </table>	○○%	設置数		供給設備数	1点
○○%	設置数								
	供給設備数								

	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[○]。)		2点	○ ×	点	2点又は0点
④ 集中監視システムの導入		消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	○ ×	点	5点又は0点
	導入率70%以上	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">○○%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">設置数</div> <div style="margin: 0 5px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">一般消費者数</div> </div>				
⑤ 安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型警報器とは、火災警報器にガス漏れ警報器・CO(一酸化炭素)警報器が複合した警報器をいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点

No. 3 予防保全(期限管理)

① 調整器の定期交換	I 類;S型は製造年月から10年、II 類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。  (集合住宅等については一施設一台とする。)	I 類未交換率	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">○○%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">期限切れ数</div> <div style="margin: 0 5px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">設置施設数</div> </div>	5点	○ ×	点	5点又は0点
		II 類未交換率	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">○○%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">期限切れ数</div> <div style="margin: 0 5px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">設置数</div> </div>				
② 高低圧ホースの定期交換	I 類;S型は製造年月から10年、II 類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがいないこと。	I 類未交換率	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">○○%</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">期限切れ数</div> <div style="margin: 0 5px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">設置数</div> </div>	5点	○ ×	点	5点又は0点
		II 類未交換率	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">○○% =</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">期限切れ数</div> <div style="margin: 0 5px;">÷</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">施設数</div> </div>				
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	○ ×	点	5点又は0点	
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	○ ×	点	2点又は0点	
合 計			46点		点		

## II.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに ○	得点	備考
<b>No. 1 資格者の確保</b>						
従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	$\text{〇〇\%} = \frac{\text{延べ資格者数(*1)}}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数(*2)}}$	5点	○ ×	点	5点、2点又は0点
	100%以上150%未満	<p>*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。</p> <p>*2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。</p>	2点	○ ×		
<b>No. 2設備工事</b>						
配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	5点	○ ×	点	5点又は0点
<b>No. 3 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策</b>						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進するとともに、CO(一酸化炭素)中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼機器がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO(一酸化炭素)中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	○ ×	点	3点又は0点
② 排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	○ ×	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
<b>No. 4 埋設管の管理</b>						
腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	<p>1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。</p> <p>① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。</p> <p>② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。</p> <p>③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)</p> <p>2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏えい試験で漏えいがない場合は漏えい検知装置の設置でも、改善とみなす。</p>	5点	○ ×	点	5点又は0点
合 計			25点		点	

### Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに ○	得点	備考
<b>No. 1 自主的な保安高度化の取組</b>						
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(CO(一酸化炭素)警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
<b>No. 2 消費者保安啓発活動</b>						
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
合 計			29点		点	

### 総合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)

総合計	100点	—	点	—
-----	------	---	---	---